

【2010年12月10日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第14号 ■

いっそう利用しやすい「財形持家融資制度」を目指して
「福利厚生会社」の登録要件を緩和しました

「勤労者財産形成促進制度（財形制度）」は、勤労者の計画的な財産づくりを国と事業主が支援する制度ですが、厚生労働省ではこのほど、「財形制度」のうち「財形持家融資制度」を、さらに多くの勤労者の皆さんが便利に使える仕組みにすることを旨として、「勤労者財産形成促進法施行規則」の一部を改正しました。

「財形持家融資制度」とは、財形貯蓄を行っている従業員に対して、財形貯蓄残高に応じて住宅取得や改良のための資金を、事業主、事業主団体などを通じて融資する制度です（※1）。しかし、一般の企業が実際の融資業務やそれに関する事務手続きを行うことになれば、事務負担が増える上、長期にわたる債務負担が生じることとなります。そこで、融資業務を事業主に代わって行う法人として「福利厚生会社」を置くことを「勤労者財産形成促進法」で定めています（※2）。

- ※1 「財形持家融資制度」を導入している事業主に対し、（独）雇用・能力開発機構が、融資申込者への資金を貸し出す「転貸融資」を基本としています。
- ※2 現在、福利厚生会社としてサービスを提供しているのは、財形住宅金融株式会社1社です。

福利厚生会社について、厚生労働省では、登録手続きの明確化・透明化を図るため、平成21年3月に「指定制」から「登録制」へ変更しました。

さらに今回、この業務への新規参入を促進する観点から、従来は「住宅資金の貸付け業務を主として行う法人」を登録要件としていたものについて、「主として」という文言を削り、登録基準を緩和しました。これにより、住宅資金の貸し付けが主業務でない法人も登録できるようになり、企業の新規参入が期待でき、さらには、「財形制度」導入企業の利便性の向上にもつながると考えています。

なお、この改正規則は平成22年11月12日に施行されています。

【詳しい改正内容は、こちらをご覧ください】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000wd5e.html>

【「財形持家融資制度」は、こちらをご覧ください】

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/rousei/kinrousya/980831_8.htm

【「福利厚生会社」についてのお問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局勤労者生活課財形融資係

電話番号：03-5253-1111（代表）（内線 5367）

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====